

## 小線源治療部会規約「細則（内規）」

### 部会内健保小委員会

第1条 公益社団法人日本放射線腫瘍学会(以下「本会」という) 小線源治療部会規約第6章小委員会に基づき、小線源治療に関連する健康保険診療点数の適正化をはかるため、部会内に健保小委員会(以下「小委員会」という)を置く。

第2条 小委員会は本会健保委員会と連携の下、次の各業務を行う。

1. 適正な診療報酬算定の根拠と方法を定める。
2. 適正な診療報酬点数を算出するための各種の情報を集める。
3. 適正な診療報酬点数を算出し、関連する諸学会・団体・業界からの要望内容との整合性を図る。
4. 関連する学会・団体・業界などとの協力関係を推進する
5. 理事会の承認の下に診療報酬改定のため行政当局、医師会などへの広報活動を行う。
6. 診療報酬算定のための放射線治療技術に関するガイドライン作成に関わる。
7. その他、診療報酬に関わる必要な業務。

この規約は幹事会の承認を経たのち、2021年7月30日より施行する。

### 部会内将来計画小委員会

第1条 公益社団法人日本放射線腫瘍学会(以下「本会」という) 小線源治療部会(以下「本部会」という) 規約第6章小委員会の規定に基づき、本部会の将来計画を検討することを目的として、本部会内に将来計画小委員会(以下「本小委員会」という)を置く。

第2条 本小委員会は本会将来計画委員会と連携の下、次の各業務を行う。

1. 本部会の将来計画に関すること
2. 本部会の会長の諮問に応じ、現状の諸問題の調査ならびに検討
3. その他、本部会の在り方に関すること

第3条 本小委員会の委員長は、部会長もしくは部会長が指名した部会員がこれにあたる。  
この規約は幹事会の承認を経たのち、2022年1月21日より施行する。